# 議案第1号

## 職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、 本議会の議決を求める。

平成21年11月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

 改
 正

 後
 改

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合に おいては100分の119、12月に支給する場合においては100分の 122を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその 職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適 用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ に相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定め る職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部 職員」という。) にあっては、6月に支給する場合においては 100分の99、12月に支給する場合においては100分の102を乗じ て得た額) に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在 職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額と する。

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合に おいては100分の119、12月に支給する場合においては100分の 138を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその 職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適 用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ に相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定め る職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部 職員」という。) にあっては、6月に支給する場合においては 100分の99、12月に支給する場合においては100分の118を乗じ て得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在 職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額と する。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の66を乗じて得たの64、12月に支給する場合においては100分の66を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の54、12月に支給する場合においては100分の56を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

 $4 \sim 6$  略

毷

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の64、12月に支給する場合においては100分の74を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の54、12月に支給する場合においては100分の64を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

 $4\sim6$  略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

	改	正	後			改	正	前	
(住居手当)					(住居手当)				
第9条の5	住居手当は、	次の各号のいる	ずれかに該当する耶	職員に	第9条の5	住居手当は、	次の各号のい	ハずれかに該当する職	員に
支給する。					支給する。				

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。<u>次号</u>において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県が設置する公舎を貸与されている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)
- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。<u>第3号</u>において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(県が設置する公舎を貸与されている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)
- (2) その所有に係る住宅(人事委員会規則で定めるこれに準 ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他人事委員会規則で

(2) 略

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、 当該各号に掲げる額(第1号に掲げる職員のうち<u>第2号</u>に掲げ る職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び<u>第2号</u> に掲げる額の合計額)とする。

(1) 略

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 略

(期末手当)

定める者によって新築され、又は購入されたものであって、 当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないも のに居住している職員で世帯主であるもの

(3) 略

 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、 当該各号に掲げる額(第1号<u>又は第2号</u>に掲げる職員のうち<u>第</u>
 3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号<u>又は第2号</u>
 に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 略

- (2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出 した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数 を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 略

(期末手当)

## 第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合に おいては100分の111、12月に支給する場合においては100分の 130を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその 職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適 用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ に相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定め る職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部 職員」という。) にあっては、6月に支給する場合においては 100分の91、12月に支給する場合においては100分の110を乗じ て得た額) に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在 職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額と する。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合に おいては100分の119、12月に支給する場合においては100分の 122を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその 職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適 用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ に相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定め る職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部 職員」という。) にあっては、6月に支給する場合においては 100分の99、12月に支給する場合においては100分の102を乗じ て得た額) に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在 職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額と する。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額

は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分 の60、12月に支給する場合においては100分の70を乗じて得た 額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては 100分の50、12月に支給する場合においては100分の60を乗じて 得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職 期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額と する。

 $4\sim6$  略

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定め

は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分</u> <u>の64</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の66</u>を乗じて得た 額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては <u>100分の54</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の56</u>を乗じて 得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職 期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額と する。

 $4\sim6$  略

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との

<u>る割合</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

- (1)
   職務の級が3級から5級までである者
   1,000分の

   965
- (2)職務の級が 6 級から 9 級までである者1,000分の936

権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

別表第2 公安職給料表 (第3条関係)

脓

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級 以上であるものについては、同表に定める給料月額に代え

別表第2 公安職給料表(第3条関係)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級 以上であるものについては、同表に定める給料月額に代え

て、当該給料月額に<u>次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

- (1)職務の級が 4 級から 6 級までである者1,000分の965
- (2)職務の級が 7 級から 9 級までである者1,000分の936

て、当該給料月額に<u>それぞれ1,000分の965</u> (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

略

備考

1 略

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア 教育職給料表(1)

聪

備考

1 略

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号 給が2級25号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの (再任用職員にあっては、職務の級が2級以上であるも の) については、同表に定める給料月額に代えて、当該給 料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則 で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700 円をそれぞれ加算した額)に次に掲げる区分に応じそれぞ れに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限 度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を 乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたとき は、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額 とする。
  - (1) 職務の級及び号給が2級25号給から特2級109号給 まで(再任用職員にあっては、職務の級が2級又は特2 級)である者 1,000分の965
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号 給が2級25号給以上又は特2級以上であるもの(再任用職 員にあっては、2級以上であるもの)については、同表に 定める給料月額に代えて、当該給料月額(その職務の級が 3級である職員で人事委員会規則で定めるものについて は、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した 額) にそれぞれ1,000分の965 (他の職員との権衡上必要と 認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、 その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生 じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数 が生じたときは、これを100円に切り上げるものとす る。)を給料月額とする。

- (2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の936
- イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号 給が2級37号給以上又は職務の級が特2級以上であるもの (再任用職員にあっては、職務の級が2級以上であるも の) については、同表に定める給料月額に代えて、当該給 料月額(その職務の級が3級である職員で人事委員会規則 で定めるものについては、同表に定める給料月額に7.500 円をそれぞれ加算した額)に次に掲げる区分に応じそれぞ れに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限 度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を 乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、 これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたとき

イ 教育職給料表(2)

略

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号 給が2級37号給以上又は特2級以上であるもの(再任用職 員にあっては、2級以上であるもの)については、同表に 定める給料月額に代えて、当該給料月額(その職務の級が 3級である職員で人事委員会規則で定めるものについて は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した 額) にそれぞれ1,000分の965 (他の職員との権衡上必要と 認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、 その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生 じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数 が生じたときは、これを100円に切り上げるものとす

は、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額 る。)を給料月額とする。 とする。

- (1) 職務の級及び号給が2級37号給から特2級109号給 まで(再任用職員にあっては、職務の級が2級又は特2
- (2) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の936

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

級) である者 1,000分の965

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号 給が2級25号給以上又は職務の級が3級以上であるもの (再任用職員にあっては、職務の級が2級以上であるも の) については、同表に定める給料月額に代えて、当該給 料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

備考

- 1 略
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号 給が2級25号給以上又は3級以上であるもの(再任用職員 にあっては、2級以上であるもの)については、同表に定 める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分 の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度におい

の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(1) 職務の級及び号給が2級25号給から3級101号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が2級又は3級) である者 1,000分の965

(2) 職務の級が4級又は5級である者 1,000分の936

て人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア略

イ 医療職給料表(2)

略

備考

1 略

別表第5 医療職給料表(第3条関係)

ア略

イ 医療職給料表(2)

眠

備考

1 略

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの(再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。
  - (1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級85号給まで(再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級まで)である者 1,000分の965
  - (2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの(再任用職員にあっては、3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを切りたいの円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

ウ 医療職給料表(3)

略

ウ 医療職給料表(3)

略

備考

#### 1 略

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は職務の級が4級以上であるもの (再任用職員にあっては、職務の級が3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。
  - (1) 職務の級及び号給が3級5号給から5級93号給まで (再任用職員にあっては、職務の級が3級から5級ま
  - (2) 職務の級が6級又は7級である者 1,000分の936

で) である者 1,000分の965

備考

#### 1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級及び号給が3級5号給以上又は4級以上であるもの(再任用職員にあっては、3級以上であるもの)については、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額にそれぞれ1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

別表第6 海事職給料表(第3条関係)

略

備考

1 略

- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に次に掲げる区分に応じそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。
  - (1) 職務の級が3級又は4級である者 1,000分の965
  - (2) 職務の級が5級である者 1,000分の936

別表第6 海事職給料表(第3条関係)

略

備考

1 略

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める給料月額に代えて、当該給料月額に<u>それぞれ1,000分の965</u>(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

	改	正	後		改	正	前
(住居手当)	1			(住居手当)	)		
第4条の4	住居手当は、	次の各号のい	ずれかに該当する職員に	第4条の4	住居手当	は、次の各号のいっ	ずれかに該当する職員に
対して支持	給する。			対して支	給する。		
(1) 略				(1) 略			
				<u>(2)</u>	の所有に係	る住宅(規則で定と	めるこれに準ずる住宅を
				含む。	)のうち当	該職員その他規則	で定める者によって新築
				され、	又は購入さ	れたものであって、	当該新築又は購入の日

<u>から起算して5年を経過していないものに居住している職員</u> <u>で世帯主であるもの</u>

(2) 略

(3) 略

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

	改	正	後		改	正	前
(住居手当)				(住居手当)			
第4条の3	住居手当は、	次の各号のいす	"れかに該当する職員に	第4条の3	住居手当は	、次の各号のいす	れかに該当する職員に
対して支統	合する。			対して支約	給する。		
(1) 略				(1) 略			

 (2)
 その所有に係る住宅(企業管理規程で定めるこれに準ずる住宅を含む。)のうち当該職員その他企業管理規程で定める者によって新築され、又は購入されたものであって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの

 (2)
 略

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成7年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改	正	後	改	正	前
(住居手当)			(住居手当)		

笠 0 冬   仕口エルけ   畑の冬日のいぜわかにお火ナス晩日に牡1	- 第0久 - 休見エ火は、炉の久見のいぜれかに⇒火ナス職員に対し
弟 9 余 住店手当は、次の各方のいすれかに該当する順貝に対し	第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し
て支給する。	て支給する。
(1) 略	(1) 略
	(2) その所有に係る住宅(企業管理規程で定めるこれに準ず
	る住宅を含む。) のうち当該職員その他企業管理規程で定め
	る者によって新築され、又は購入されたものであって、当該
	新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに
	居住している職員で世帯主であるもの
<u>(2)</u> 略	<u>(3)</u> 略
任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)	

第6条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄 中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前	

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条 例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定 の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とある のは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。) 第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2 第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職 員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員と して人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員 条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第 1号に掲げる場合に係るものに限る。)」と、給与条例第16条 の4第2項中「100分の119」とあるのは「100分の144」

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条 例第3条の2、第16条の3及び第16条の4の規定の適用につい ては、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条 例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条 例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条の規 定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規 定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管 理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委 員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条 の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げ る場合に係るものに限る。)」と、給与条例第16条の4第2項 中「100分の119」とあるのは「100分の144」と、「100分の

と、「100分の122」とあるのは「100分の147」とする。 | 138」とあるのは「100分の159」とする。

改

正

第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2

前

改

第7条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

Æ

第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄 中下線が引かれた部分に改める。

13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。) 13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)

(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第7条 略	第7条 略
2 略	2 略
3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条	3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条
例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定	例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定
の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とある	の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とある
のは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成	のは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成

後

第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。)」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の111」とあるのは「100分の138」と、「100分の130」とあるのは「100分の153」とする。

第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員」とあるのは「任期付研究員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。)」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」とあるのは「100分の144」と、「100分の122」とあるのは「100分の147」とする。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第8条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	正	後	改	正	前
(給与	条例の適用除外等)			(給与条例の適用除外等)	)	

## 第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第 | 1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例 第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職 員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下 「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第 16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員 会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、 困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職 員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定 任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」 とあるのは「100分の144」と、「100分の122」とあるのは 「100分の147」とする。

## 第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第 1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例 第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職 員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下 「任期付職員条例」という。) 第4条の規定」と、給与条例第 16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員 会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、 困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職 員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定 任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」 とあるのは「100分の144」と、「100分の138」とあるのは 「100分の159」とする。

第9条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄 中下線が引かれた部分に改める。

|--|

(給与条例の適用除外等)

## 第8条 略

1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例 第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職 員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下 「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第 16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員 会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、 困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職 員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定 任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の111」

(給与条例の適用除外等)

## 第8条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第 1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例 第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職 員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号。以下 「任期付職員条例」という。) 第4条の規定」と、給与条例第 16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員 会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、 困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職 員」とあるのは「任期付職員条例第4条第1項に規定する特定 任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の119」

「100分の153」とする。

とあるのは「100分の138」と、「100分の130」とあるのは | とあるのは「100分の144」と、「100分の122」とあるのは 「100分の147」とする。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年鳥取県条例第109号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれ た部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応す る改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加 える。

ļ	改	正	後		改	正	前	
	附則				附則			
	1~14 略			1~	14 略			
	(主任等の切替えに伴う	経過措置)		(主任等の切替えに伴う経過措置)				
	15 前3項の規定の適用	を受ける職員(第	2 切替日の前日から引	15	前3項の規定の適用	を受ける職員(タ	第2切替日の前日から引	

き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。)で、これら の規定により定められる第2切替日における給料月額(以下こ の項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に 受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」と いう。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3 月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差 し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそ れぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた 額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級か ら5級までであるもの(以下この項において「行政職5級以下 職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職 員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するも のとして人事委員会規則で定めるものにあっては、当該額に 1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度にお いて人事委員会が別に定める場合は、その割合)を、行政職給

き続き同一の給料表の適用を受けるものに限る。)で、これら の規定により定められる第2切替日における給料月額(以下こ の項において「新給料月額」という。)が第2切替日の前日に 受けていた給料の月額(以下この項において「旧給料月額」と いう。)に達しないこととなるものの給料月額は、平成23年3 月31日までの間、新給料月額に旧給料月額から新給料月額を差 し引いた額に附則別表第7の左欄に掲げる期間の区分に応じそ れぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(その額に1円 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた 額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以 上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でそ の職務の級及び号給が人事委員会規則で定めるものに対応する ものにあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その 額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた 額)。以下この項から附則第17項までにおいて「経過措置額」 という。)とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規

料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級までで | あるもの(以下この項において「行政職6級以上職員」とい う。) 並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職 務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人 事委員会規則で定めるものにあっては、当該額に1,000分の936 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員 会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)。以 下この項から附則第17項までにおいて「経過措置額」とい う。)とする。ただし、新給与条例第3条及び第4条の規定に より算出した場合における給料月額が経過措置額に達すること となる場合には、その達した日以後の給料月額については、こ の限りでない。

定により算出した場合における給料月額が経過措置額に達する こととなる場合には、その達した日以後の給料月額について は、この限りでない。

16~25 略

16~25 略

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

級から5級までであるもの(以下この条において「行政職5級

以下職員」という。)並びに同表以外の各給料表の適用を受け

第11条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改	正	後			改	正	前	
附則				阵	† 則			
第1条~第6条 略				第1条~	第6条 略			
(給料の切替えに伴う経	<b>圣過措置</b> )			(給料の	)切替えに伴う	経過措置)		
第7条 施行日の前日か	いら引き続き同一の	)給料表の適用を受	きける	第7条	施行日の前日	から引き続き同一の	給料表の適用を受け	. る
職員で、その者の受け	ける給料月額が同日	において受けてレ	た給	職員で	で、その者の受り	ける給料月額が同日	において受けていた	給
料月額(行政職給料表	長の適用を受ける職	<b></b> 貴でその職務の級	及が <u>3</u>	料月額	頁(行政職給料	表の適用を受ける職	員でその職務の級が	3 <u>3</u>

級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員

でその職務の級及び号給が人事委員会規則で定めるものに対応

る職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応す るものとして人事委員会規則で定めるものにあっては、当該額 に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度に おいて人事委員会が別に定める場合は、その割合)を、行政職 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級から9級まで であるもの(以下この条において「行政職6級以上職員」とい う。) 並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職 務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人 事委員会規則で定めるものにあっては、当該額に1,000分の936 (他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員 会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に 50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100 円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)) に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除 く。) には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料と して支給する。

するものにあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額 (その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額))に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2及び3 略

2及び3 略

第8条~第18条 略

第8条~第18条 略

附則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第1条、第6条及び第8条の規定は、平成21年12月1日から施行する。